

第 2 3 2 0 回定例人事委員会の会議結果

1 開催日時 平成 3 0 年 3 月 2 6 日 (月) 午前 8 時 5 8 分

2 開催場所 人事委員会室

3 出席委員 信田委員長、井出委員、中島委員
事務局長ほか事務局職員 6 名

4 議 案

議案第 1 号 昇任候補者選考実施の件

議案第 2 号 採用候補者選考実施の件

職員の任用に関する規則第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、各任命権者（人事課、教育庁総務課、義務教育課、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局）から、年度末人事異動に伴う昇任候補者について説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

また、県職員を退職し引き続き地方独立行政法人の職員となっていた者の採用について人事課から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

次に、各任命権者から申請のあった基準昇任（主査、主任等）候補者について事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した

また、教育委員会から申請のあった教育委員会事務局職員等として採用する市町村立学校教育公務員の採用候補者について事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

議案第 3 号 人事記録に関する規則の一部改正の件

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に伴い、人事発令用語表の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 4 号 山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件

平成 3 0 年 4 月 1 日付けの組織改編に伴う管理職手当支給区分表等の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 5 号 通勤手当に関する規則の一部改正の件

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、引用条文の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 6 号 寒冷地手当支給規則の一部改正の件

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に伴い、無給休暇の対象者の改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7 号 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件

人事院規則「東日本大震災に対処するための人事院規則の特例」の改正に伴い、警察職員の救助捜索手当等の改定に伴う改正等について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8 号 特地勤務手当等に関する規則の一部改正の件

人事院規則の改正に伴い、手当額の算定に用いる条項の改正等について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 9 号 災害派遣手当に関する規則の一部改正の件

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 10 号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正による平成 30 年 4 月からの勤勉手当の成績率の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 11 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正の件

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に伴い、「子育て時間」の創設に伴う規定の整備やその他規定の一部改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 12 号 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正の件

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、引用条文の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 13 号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件

平成 30 年 4 月 1 日付けの組織改編による職の新設・廃止等に伴う改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案とおりに決定した。

議案第 14 号 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正の件

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に伴い、「子育て時間」の創設に伴い、承認の手続き等の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 15 号 山梨県人事委員会公印規程の廃止の件

議案第 16 号 山梨県人事委員会公印管理規程の一部改正の件

山梨県の公印規程の改正に伴い、人事委員会にかかる公印に関する 2 つの規程を 1 つに統合し、県の公印規程に準じた改正にすることについて事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 17 号 人事委員会事務局職員の人事の件

副主査以上の事務局職員の平成 29 年 3 月 31 日付け及び平成 30 年 4 月 1 日付けの人事異動案について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した